

5 桜井中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」であり、いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとされている。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするためには、学校の内外を問わず、いじめ予防に向けての対策をすすめることが大切である。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうるという視点に立ち、これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

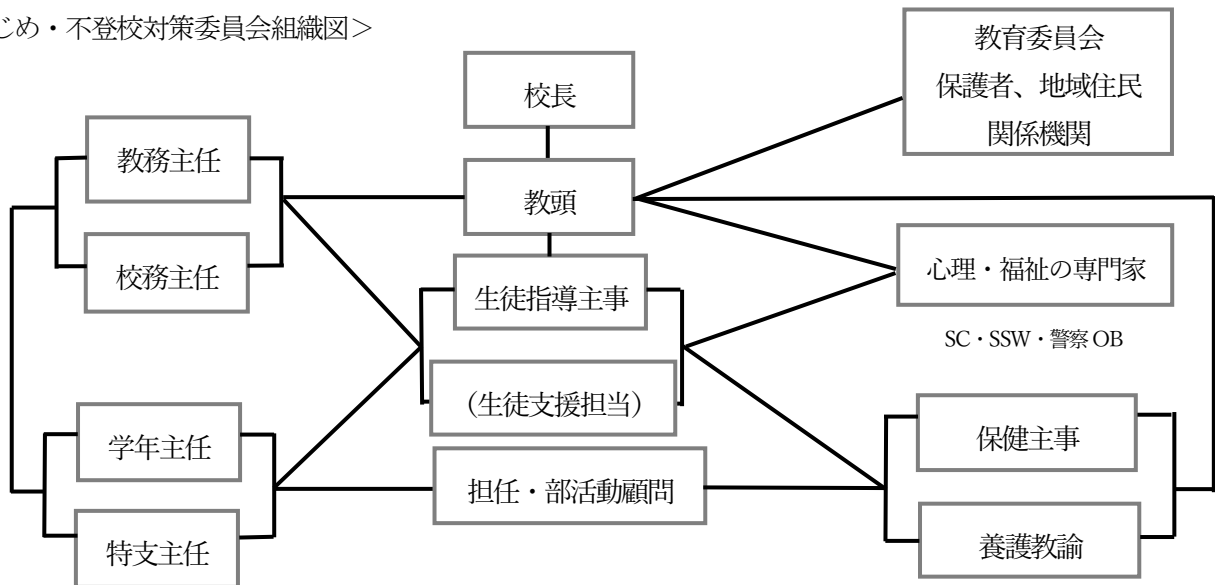
本校の生徒は、地域の人たちの温かさや豊かな自然に恵まれ、比較的落ち着いた生活を送っている。授業の様子や学校評価アンケートの結果などから「素直でまじめな生徒が多い」「与えられた課題に対してきちんと取り組もうとする生徒が多い」という生徒の実態を見てとることができる。しかし、「自分にはよいところがある」「自分は誰かの役に立っている」と考えている生徒は多くない。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならないと考える。本校では、それぞれの生徒の居場所づくりに努めるとともに、互いの個性を認め合う場や自身のよさや強みを発揮できる場の充実に取り組む。そうした中で、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校を目指す。

2 いじめ防止対策組織について

桜井中学校では、いじめゼロ、いじめ見逃しゼロを目標に掲げ、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。また、「生徒指導委員会」や「生徒支援委員会」を実施し、組織的に対応するとともに、スクールカウンセラー（SC）やソーシャルスクールワーカー（SSW）、関係機関とも連携をしていく。職員会議の前に「いじめ・不登校対策委員会全体会」を行い、職員全員が共通理解・認識をして多くの目で対応できるようにする。

<いじめ・不登校対策委員会組織図>



※各委員会

- ① 「いじめ・不登校対策委員会」…木曜日の3限に実施（全体会は職員会議前）
（生徒指導・（生徒支援）・校長・教頭・教務主任・校務主任・各学年主任・特支主任・保健主事・養護教諭）
- ② 「生徒支援委員会」…火曜日の2限に隔週で実施
（生徒支援・校務主任・生徒指導・各学年副主任3名・養護教諭・（校長・教頭・教務主任・SSW））
- ③ 「生徒指導委員会」…火曜日の2限に隔週で実施
（生徒指導・校務主任・生徒支援・各学年副主任3名・養護教諭・（校長・教頭・教務主任・SSW））

3 いじめの防止などに関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ①生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・体育祭や文化祭などの学校行事を通して、学級や異学年の団結を図る。
- ②生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ・学び合いの授業を推進し、互いに高め合う関係づくりを進める。
- ③全学年職員で全生徒に対応できるよう、チーム担任制を取り入れる。
 - ・1, 2年生において、チーム担任制を実施し、生徒一人一人の変化に複数の教員が多様な見方で受け止め、安心して学校生活を送ることができる基盤を作る。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・人権週間に合わせて標語を募集し、クリアファイルに掲載して人権啓発の意識の高揚を図る。
- ④情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・スマホ・ケータイ安全教室を1学期に全学年を対象に開催し、生徒の情報モラルの向上を図るとともに保護者の理解を深める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ①スクールライフノートへの記入（毎日）、いじめアンケート（年4回）や教育相談（年4回）を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- ②教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ①「生徒指導委員会」、「生徒支援委員会」をそれぞれ月2回程度、「いじめ・不登校対策委員会」を月1回程度行い、組織的に対応する。
- ②被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤いじめが起きた集団へ働きかけ、いじめを生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 いじめアンケートの取扱い

- ・学級担任は、気になる記述があった場合は、学年副主任に報告し、生徒への事実確認（聞き取り）の方法について相談する。
- ・学年副主任は、必要に応じて学年主任や生徒指導主事、管理職に報告をしつつ事実確認の方法を学級担任に助言する。
- ・事実確認を行う際は、内容によって複数で対応するなどの配慮をする（初期対応が重要）。
- ・学年会では、気になる記述があったすべての案件について情報共有をする。
- ・生徒指導委員会では、事実確認をした者がデータ入力した資料を使って全学年分の情報共有をする。また、どの案件をいじめとして認知するかや、指導を進めるための教職員の役割分担、指導方針、方法などについて協議する。
- ・いじめ・不登校対策委員会（＝法律に基づいて設置した学校いじめ対策組織）では、生徒指導委員会の協議を踏まえて、いじめの認知、役割分担、指導方針、方法などについて決定する。なお、緊急の要件については、臨時でいじめ・不登校対策委員会を行い、状況の確認をし、指導方針を決定する。
- ・いじめ・不登校対策委員会全体会では、全職員で共通理解を図り、協働して指導を進められるようにする。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態（疑いが生じた段階で調査を開始）が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図（P 2 1）」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、随時「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【参考】いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項より

ア) 「いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」（生命・心身・財産重大事態）

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」（不登校重大事態）
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

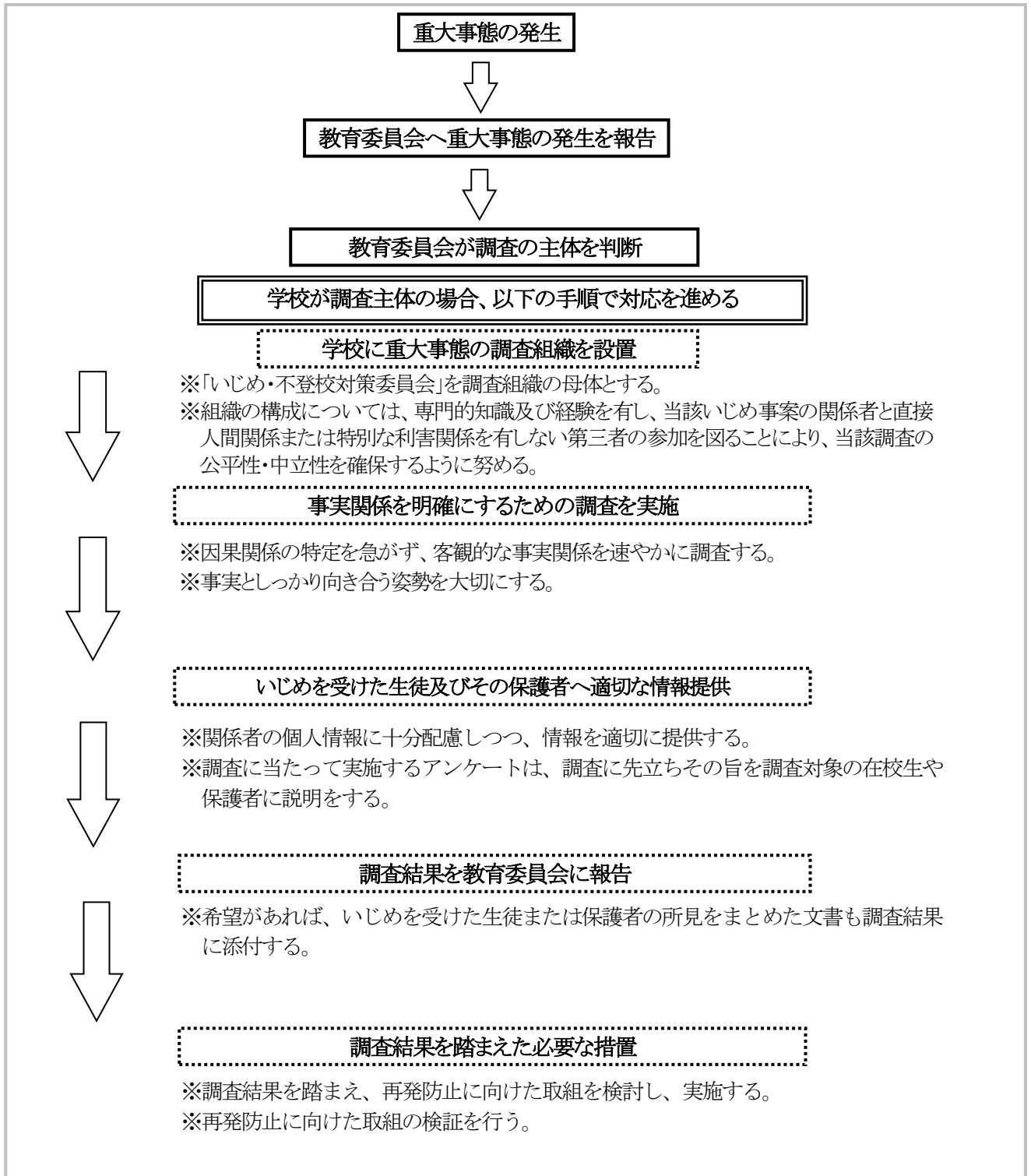
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 桜井中学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員自己評価及び保護者アンケートを年に 1 回実施（1 1 月）し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する研修や資料の周知及び共通理解を図り、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「桜井中学校いじめ防止基本方針」は桜井中学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【桜井中学校：重大事態の対応フロー図】



《いじめ防止基本方針取組の年間計画：桜井中学校》

	いじめ不登校対策委員会 生徒指導・生徒支援委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○現職研修 「生徒理解」 ○「学校いじめ防止基本方針」 の内容の確認	○心の教室やSCの生徒・保 護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導 「心と身体の成長」 「SLNの活用について」 ○スマホ・ケータイ安全教室 (全学年)	○いじめ相談窓口の生徒・ 保護者への周知 ○こころのアンケート	○授業公開 ○学年保護者会で「学校いじ め防止基本方針」について 説明
5月		○自然教室（1年生） ○職場体験学習（2年生） ○修学旅行（3年生）	○いじめアンケート	○学校公開
6月			○教育相談	○ふれあい会議 ○生徒への生活アンケート ○青少年健全育成協議会開催
7月	○教職員自己評価の実施	○いじめ予防標語・作文 の取り組み ○保健指導 「SOSの出し方」	○こころのアンケート	○個別懇談会
8月	○中間評価→検証	○体育祭応援合戦練習		
9月			○いじめアンケート ○教育相談	○授業公開
10月		○文化祭・合唱コンクール ○体育祭・応援合戦		○文化祭（合唱コンクール） ○ふれあい会議 ○体育祭
11月	○教職員自己評価の実施	○薬物乱用防止教室（2年生） ○生命の安全教育・性教育 （1年生）	○いじめアンケート ○教育相談 ○こころのアンケート	○学校公開 ○青少年健全育成協議会開催 ○保護者・地域公職者への アンケート調査
12月		○LGBTQ+教室（1年生） ○保健指導 「自分の気持ちの伝え方」 ○人権週間の取組（各学年） ○いじめ防止標語づくり、 クリアファイル作成 ○立志歩行（2年生）		○個別懇談会
1月				
2月	○学校関係者評価の実施	○立志の会（2年生）	○いじめアンケート ○教育相談	○学校公開
3月		○卒業生を送る会 ○卒業式		
通年	○校内のいじめに関する情報 の収集 ○隔週または月1回行われる 各委員会開催による情報交 換や対応策の検討	○毎月ゼロの日における点検 ○集会における校長講話 ○道徳授業の充実	○SLNを活用した生徒の 心のケア ○健康観察の実施 ○SCによる面談 ○SSWによる家庭訪問	○学校運営協議会 ○保護者ボランティア（図 書、登下校の見守り、学年 行事、花壇など） ○生徒ボランティア（地域行 事の手伝いなど）